

令和6年（行ウ）第62号／令和6年（行ウ）第63号
行政文書不開示処分取消等請求事件／保有個人情報不開示処分取消等請求事件
原告 相原健吾 外165名／芦名定道 外5名
被告 国

意見陳述書

2024年5月29日

東京地方裁判所民事第38部 御中

第62号事件原告兼両事件原告ら訴訟代理人
弁護士 米 倉 洋 子

本件2つの訴訟の内容について申し述べます。ここでは、第62号事件を「情報公開請求事件」、第63号事件を「個人情報開示請求事件」と言います。

1 原告について

情報公開請求事件の原告は、2021年4月、政府に対し情報公開請求をした1162名の法律家のうちの166名です。個人情報開示請求事件の原告は、任命拒否された6名の学者全員であり、情報公開請求と同時に、政府に対して個人情報の開示請求を行った方々です。

開示を求めた文書とその請求先は、この意見陳述書に添付した「別紙」にまとめましたのでご覧下さい。その中で原告らが最も知りたいのは、6名の任命を拒否した根拠・理由がわかる文書であることは言うまでもありません。

特に、任命を拒否された6名の学者が、全員そろって今回の行政訴訟の原告になり、自分がなぜ任命拒否されたのかを明らかにするよう求めていることの重みを、裁判所には深く受け止めていただきたいと切に願います。

2 訴訟に至る経緯

(1) 原処分の内容

これらの請求に対する処分の詳しい内容も、「別紙」にまとめましたのでご覧下さい。その中には、黒塗りだらけの文書の開示などもありましたが、最大の

問題は、任命拒否の根拠・理由のわかる文書について、すべての処分庁が、「そのような文書はどこにも存在しない」として「不開示」の処分をしたことです。

(2) 審査請求と情報審査会の答申

ア 審査請求

しかし、学術会議が推薦した105名の会員候補者の中から6名を選び出して排除するという、史上初めての判断をするにあたり、そのための資料・情報・判断過程や理由を記録する文書が政府内に一切存在しないはずがありません。

そこで、情報公開請求人のうち481名及び個人情報開示請求をした6名の学者は、2021年8月20日、全ての処分について行政不服審査法に基づく審査請求をしました。これらの案件は、有識者で構成される総務省の「情報公開・個人情報保護審査会」（情報審査会）に諮問されました。

イ 情報審査会の答申

審査請求から約2年後の昨年8月7日、情報審査会の答申が出されました。

情報審査会は詳細な検討の結果、黒塗り文書についてはかなりの部分を「開示すべき」とし、この答申を受けた内閣府は、答申の結論にほぼ従う裁決をもって新たに文書を開示したので、任命拒否の意思形成過程については、従前よりは明らかになりました。そのことは、福田弁護士の意見陳述書の「別紙」でもおわかりになると思います。

しかし情報審査会は、文書の「不存在」を理由とする不開示処分については、「不存在」を覆すことはできず、「不開示処分は妥当」と結論づけてしまいました。但し答申は、「付言」をもって、任命拒否という重大な決定について行政文書を作成・保存していないことは、公文書管理法などに照らし「妥当性を問われる」との厳しい指摘をしています。

3 本件各訴訟の内容

このように、情報審査会の答申を経てもなお、任命拒否の根拠・理由のわかる行政文書が「不存在」を理由に一切開示されなかったことから、私たちは本件2つの行政訴訟を提起したのです。以下、その内容を説明いたします。

(1) 不開示処分の取消請求

ア 「不存在」を理由とする不開示処分の取消

まず、文書「不存在」を理由とする全ての不開示処分の取消を請求しました。公文書管理法などにより、各処分庁には、任命拒否などという「重要」かつ「異例」な事項について、行政文書の作成・保存が義務付けられていますので、それを記録した文書が存在しないはずがないからです。

イ 黒塗り部分の不開示処分の取消

この他、答申・裁決を経ても開示されなかった内閣府の黒塗り処分の取消も請求しました。特に、政府内部で、6名の任命拒否について誰かが説明した相手方である「特定の官職にある職員」という、任命拒否の意思決定過程を知る上で重要な部分がいまだに黒塗りのままなので、訴訟での開示を求めたのです。

(2) 国家賠償請求（慰謝料請求）

次に国家賠償請求です。

ア 主位的請求

主位的請求は、実際は行政文書は作成保存されているにもかかわらず、文書「不存在」という虚偽の理由による「不開示」処分を行った国の違法行為によって、知る権利や人格権を侵害された原告らの精神的損害に対する損害賠償を請求しました。

イ 予備的請求

また予備的請求として、仮に各処分庁が、本当に任命拒否の理由や根拠に関する行政文書を全く作成せず、あるいは廃棄するなどして保存していないとすれば、それ自体が重大な違法行為でありますから、その場合にも損害賠償を請求しました。

4 最後に

裁判所に対しては、史上初めての任命拒否の理由・根拠に関する行政文書が、一切存在しないという被告の主張の違法性を正面から認める、公正な司法判断をしていただくことを心から期待して、私の陳述を終わります。

以上

1 法律家（弁護士・学者）1162名による情報公開請求（3文書×4部署＝12件）

(1) 開示を求めた文書

文書1	2020年の日本学術会議会員の任命に関する以下の1ないし4記載の文書 ① 杉田和博官房副長官ないし内閣官房職員と内閣府との間におけるやりとりを記録した文書 ② 2020年12月11日開催の参議院予算委員会理事懇談会において提出された文書 ③ (内閣官房に対して) 内閣総理大臣が、日本学術会議が推薦した会員候補者105名の任命に関して受領ないし確認した文書 (内閣府本府に対して) 日本学術会議が推薦した会員候補者105名の任命に関して内閣総理大臣に提出ないし発出した文書 ④ その他一切の文書
文書2	<u>2020年に日本学術会議が推薦した会員候補者のうち一部の者を任命しなかった根拠ないし理由がわかる一切の文書</u>
文書3	2020年に日本学術会議が推薦した会員候補者のうち、内閣総理大臣が任命しなかった者がわかる一切の文書

(2) 開示請求先（処分行政庁）

- 【内閣官房】 ①内閣官房内閣総務官 ②内閣官房副長官
【内閣府】 ③内閣府大臣官房長 ④内閣府日本学術会議事務局長

2 任命拒否された6名による個人情報の開示請求（1文書×4部署×6名＝24件）

(1) 開示を求めた文書

2020年の日本学術会議の任命にかかる自己に関して保有している一切の文書

(2) 開示請求先（処分行政庁）

- 【内閣官房】 ①内閣官房内閣総務官 ②内閣情報官 ③内閣官房副長官
【内閣府】 ④内閣府大臣官房長

処分行政庁の原処分（2021年5～6月）

1 情報公開請求に対して

処分行政庁		決定・理由（要約）
内閣官房	①内閣官房内閣総務官	文書1～3 不開示 理由：保有していないため（不存在）
	②内閣官房副長官	
内閣府	③内閣府大臣官房長	文書1・3一部不開示／理由：特定個人識別情報（法5条1号）、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす（法5条6号二） 文書2 不開示／理由：作成・取得しておらず保有していないため（不存在）
	④内閣府日本学術会議事務局長	
		文書1一部不開示／理由：特定個人識別情報（法5条1号）、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす（法5条6号二） 文書2・3 不開示／理由：作成・取得しておらず保有していないため（不存在）

2 個人情報開示請求に対して

内閣官房	①内閣官房内閣総務官	不開示 理由：作成・取得しておらず保有していない（不存在）
	②内閣情報官	
	③内閣官房副長官	
内閣府	④内閣府大臣官房長	存否応答拒否 理由：存否を答えると公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある